

第 10 回糸島市子どもの権利委員会会議録

期日：令和 6 年 4 月 4 日（木）14：00 ～16：00

場所：糸島市役所 4 階 庁議室

役 職	氏 名	肩 書 等
委員長	田北 雅裕	九州大学 人間環境学研究院 専任講師
副委員長	安孫子 健輔	こどもアドボカシーセンター福岡 理事長 弁護士
委員	荒木 恭子	福岡県福岡児童相談所 里親・施設課長
委員	榎田 剛	一般社団法人 太剛 ファミリーホーム管理者
委員	重富 紀子	糸島市小学校校長会（深江小学校）
委員	吉永 政博	糸島市中学校校長会（前原東中学校）
委員	川崎 真弓	糸島市 PTA 連絡協議会
委員	吉岡 愛一郎	糸島市行政区長会 会長
委員	大熊 海翔	公募
委員	中尾 雅幸	公募

事務局

所 属	氏 名	職 名
子ども教育部	山下 千恵子	担当部長
子ども教育部	小嶋 智嗣	部長
子育て支援課	木村 和美	課長
学校教育課	武田 巨史	課長
子育て支援課	河野 知和	課長補佐
子育て支援課	春日 由佳子	課長補佐
子育て支援課	山崎 直樹	課長補佐
子育て支援課	武田 彩音	主事
学校教育課	福田 貴史	企画監
学校教育課	中村 悠毅	係長
学校教育課	安部 祐子	係長
学校教育課	野口 順也	主幹

1 開会

2 出席確認…委員：全員出席 事務局：学校教育課中村係長欠席

3 委嘱状の交付

委員 9 人が再任、吉永委員が新任となる。委嘱状については代表して田北委員が授与。

4 委員長及び副委員長選出

委員長：田北委員 副委員長：安孫子委員

5 委員長挨拶

6 経過報告

(1) 会議録 第 9 回委員会の会議録について

4/12 (金) まで修正意見を受け修正した会議録について、委員の姓は表記せずにホームページに掲載する。

(2) その他

7 協議事項（議事進行：委員長） ※傍聴なし

(1) こどもの権利条約（全体案）について

(2) 条例（案）の名称について

(3) 答申（案）について

(4) その他

【事務局説明】

【委員長説明】

➤質疑応答（要約）

委員長	「こどもにやさしいまちづくり」という文言が条例（案）にある。ユニセフが「こどもにやさしいまちづくり事業」を提唱しているが、同じ文言だからユニセフの事業基準に適合するようにしなければならないというものではなく、糸島市流の「こどもにやさしいまちづくり」をするという主旨でご理解いただきたい。
委員	今説明があった「こどもにやさしいまちづくり」の表現が、大人が一方的に子どもを守るというイメージが出てしまい、子どもが主体的ではないと感じる。他の表現に変更することも検討したほうがいいのか。
事務局	第 2 次長期総合計画では「未来社会で輝く子どもを育むまちづくり」という表記を用いている。 市長期総合計画も、こども家庭庁の「こどもまんなか社会」も、表記が変

	遷していく可能性がある。現時点では提案の表記でよいと考える。
委員	表記はそのままよいと思うが、逐条解説などのほうで、子どもが主体的に参画するなどといった表現を入れることを要望する。
委員長	「こどもにやさしいまちづくり」の「やさしい」は、大人が優しくするというよりは、環境が子どもにとって優しいということである。委員の要望のとおり子ども自身が権利の主体として、主体性をもつというニュアンスが伝わるよう解説を検討する。
委員長	「こども」の定義の解説で「その他心身の発達の過程にある者」が自然に耳に入ってくるのは、こども基本法で同じ表記があるためである。解説にも、「こども基本法」に即した定義と入れたほうが良い。
事務局	修正する。
委員長	育ち学ぶ施設の解説について、多様な学びを考えた際に、糸島市はフリースクールの活動も活発であるため、解説にフリースクールも入れたほうが良いと思う。
委員長	解説で「意見聴取」と記載があるが、一般的な表記ではあるが、少し固いイメージで感じられるため、修正したほうがよい。
委員	7条の解説で、「参加」の考えがわかりにくい。
委員長	参加の例えとしては、「例えば地域の夏祭りなどの行事に行き楽しむことや、安心できる居場所で休息をとるなど、子どもに関わりのある様々な機会を幅広く含みます」という表記がよいのではないか。 「考え」の解説部分についても少しわかりにくい。 第3条の解説についても、この条文に記載してある権利は、「すべてのこどもの権利の基礎となる」という表現にしたほうがよい。
事務局	解説の表記については委員長・副委員長と事務局で再考する。
副委員長	第5条の差別をされない権利について、「自分や親」について差別されませんとあるが、例えば兄弟姉妹であったり、住んでいる地域などに関する差別もあると思う。

事務局	「自分や自分に関わる人」が差別されません、というような表記に修正する。
委員	第9条の市の責務で、市は子どもが必要とする社会資源につなげるよう支援するという項の解説で、「例えば虐待対応窓口につなぐ」とある。市の相談・救済機関に来る前段階の子どもが大勢おり、それらの子どもに対する相談窓口という認識であれば、虐待対応窓口は適切ではないため、一般的な相談窓口の表記に変えたほうがよいと考える。
委員長	困りごとがあると認識していない子どもをどう社会的資源につなぐか、というニュアンスで修正したほうがよい。
委員	大人の責務・役割の順番はどのように決めたのか。最初に市の責務があり、そこで「おとながそれぞれの役割を果たせるよう支援する」とあるため、市以外の「おとな」の役割を先に記載したほうがよいのではないかと。
事務局	大人の役割については、第1章の定義の部分の順番に準じて配置している。また、施策を推進する市の責務を1番目に配置し、2番目に子どもにとって最も身近な保護者を配置した。
委員長	第8条の保護者の責務で「保護者がこどもにとってかけがえのない存在」と表記している。保護者が子どもにとって大切という意味もあるが、保護者を大切に思っていない子どももいる、しかしその子どもにとって保護者の存在は唯一のものである、という意味も表している。 第12条の育ち学ぶ施設の役割について、学ぶ施設のニュアンスが強くなっているため、条文に安心して過ごせる場の創出や学ぶ機会の保障のため連携という文言を追記したほうがよい。 解説についても子どもの権利から教育へ少し踏み込んでいる感があるため、修正したい。 育ち学ぶ施設間の連携の事例として、解説に「不登校の子どもが通うフリースクールや居場所と、学校との連携」など入れたほうがよいと思うが、学校関係者の意見を聞きたい。
委員	フリースクールは不登校の子どもだけが通うわけではないため、解説に不登校の子どもとフリースクールをつなげるのは違和感がある。
委員	社会的養護の施設は大人のうち、どの定義になるのか。

副委員長	保護者になる。 育ち学ぶ施設の解説部分も糸島市の特性を考え再考したほうがよい。
委員	糸島市に特別支援学校ができたため、解説に特別支援学校は入れてもらいたい。
委員長	第15条の相談・救済に関する条文で、市の相談機関だけではなく、様々な境遇と多様なニーズがあるため、市以外の「おとな」と協働して相談できるというニュアンスが欲しい。 また、相談がなくても相談・救済機関が対応するというニュアンスが本文ではわかりにくい。
事務局	第15条は市の機関として定めている。市以外の「おとな」が子どもの悩みを聞くという場や機会づくりは、市の責務の条文で、大人の役割が果たせるよう施策の推進を行うという記載を行うことで整理をしている。 子どもからの相談がなくても相談・救済機関が対応することについては、解説部分に記載しているため、問題ないと考えている。 多様な境遇とニーズに対応するという部分も、解説の部分に盛り込むことで対応したい。
委員	相談体制のイメージ図などは、市民の周知の際に用いるのか。周知の際に、どのような事例が子どもの権利の相談にあたるかの事例を挙げたほうがよいと思う。
事務局	リーフレットなどで、子どもと大人それぞれの定義と役割、また相談・救済機関の案内も掲載する予定である。また、相談・救済機関が定期的に、どのような事例の相談があったのかの報告書を出すことなど想定している。
委員長	条例の前文について、前回子どもからのアンケートで多くあった「ありがとう」のフレーズがあった。今回別の前文（案）その2も提示させていただいた。 「ありがとう」という言葉は良いが、前文は子どもに向けてのメッセージ性もあるため、ありがとうというフレーズは、リーフレット等で掲載したほうが良いと思う。
委員	前文（案）その2に、子どもが権利を行使する際には、義務も責任も伴わ

	ないという表記がすぐに目に入り、とても良いと思う。
委員長	前文（案）その２をベースにするということでよいか。（全委員賛成）
委員長	条例（案）の名称について決めたい。「糸島市こどもの権利条例（案）」でよいか。（全委員賛成）
委員長	答申（案）について、事務局から提案があったが、委員の意見であった、子どもの主体的な参画や、日常的に子どもの権利に関わることができるようにする、といったことも盛り込んでも良いかもしれない。
事務局	今回の委員の意見などをもとに、例規審議及びパブリックコメントにかける条例（案）及び逐条解説（案）を事務局と委員長・副委員長で作成するがよいか。（全委員賛成） 例規審議及びパブリックコメントにかける条例（案）については、全委員に郵送等し報告させてもらう。

【その他】

なし

《協議終了》

8 その他

なし

次回開催について

〈事務局〉 第１１回委員会日程 令和６年７月予定

9 閉会

副委員長から謝辞

１６：００